

第24回

しまね 景観賞 募集

みつけてみませんか、
あなたの景観。

過去の町内受賞物件

- ・奥出雲おろちループ
- ・横田セミナーハウス
- ・重国住宅団地
- ・日刀保たたらと島上木炭銑工場
- ・船通山に咲くカタクリの
花と横田山の会
- ・金言寺の茅葺屋根と大イチョウ
- ・奥出雲鉄の彫刻美術館
- ・雲南警察署阿井駐在所
- ・さくらおろち湖 ～尾原ダム～
- ・奥出雲町立亀嵩小学校
- ・わくわくプール周辺
- ・鬼の舌震の”恋吊橋”

島根県では、魅力ある島根の景観づくりに貢献している建造物などを部門ごとに募集しています。

募集部門

- 1 まち・みどり部門
- 2 土木施設部門
- 3 公共建築物部門
- 4 民間建築物部門
- 5 屋外広告物・その他部門

応募資格

自薦・他薦を問わず、どなたでも応募できます。

応募期間

年間を通じて受付を行っています。なお

**第24回の応募締切は
平成28年8月31日(水)まで**

応募方法

応募用紙に必要な事項を記入の上、資料を添えて提出してください。島根県ホームページからも応募できます。※詳しくは島根県ホームページをご覧ください。応募用紙取扱先（島根県都市計画課・奥出雲町役場地域振興課）

応募先（問い合わせ先）

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県土木部都市計画課景観政策室
電話 0852-22-6143 FAX 0852-22-6004

国民健康保険



第三者行為（交通事故等）による届出について

●第三者行為とは

第三者（自分以外の人）が原因で治療を受けることになった場合を指します。主な例として、交通事故や飼犬に咬まれたことによる怪我等がこれにあたります。（飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。）

●医療費は加害者（相手）が負担

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、本来加害者（第三者）が負担すべきものですが、被害者救済のため国保を使って治療を受けることができます。このような場合の治療費は国保が一時立替えをして、後日、加害者にその立替え分を請求することになります。ただし、加害者側への請求を行うには被害者側からの届出が必要となりますので、国保を使うときは必ず役場・健康福祉課へ届け出てください。

●申請に必要なもの

保険証、印鑑、被害にあわれた方の個人番号カードまたは通知カード、本人確認書類 事故証明書等

●交通事故等による傷病届（事故はがき）について

県内の保険医療機関の窓口に、はがきサイズの交通事故等による傷病届が備えてありますので、被害にあわれたときはご活用ください。

後期高齢者医療制度に加入されている方も、同様な手続きが必要になります。よろしくお願いします。

お問い合わせ 健康福祉課医療介護保険グループ
有線 31-5121、5122 TEL 54-2511

ご存じですか？ 成年後見制度と日常生活自立支援事業

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被ってしまったら、人としての尊厳が損なわれたいしないように、支援する人（成年後見人等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。成年後見制度は大きく分けると、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度

現在は判断能力がある方が、将来判断能力が低下した時に備えて、「誰」に「どのような支援をしてもらうか」自分自身で決め、公証人役場でその内容と方法を契約する制度です。

法定後見制度

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長（身寄りのない高齢者の場合など）が家庭裁判所に申立てを行い、利用する方の判断能力や実情に応じて、支援する人（成年後見人等）が家庭裁判所により選ばれます。

～次のような法律行為が支援されます～

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などの支援。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、必要な福祉サービスの利用やそれに付随した日常的な金銭管理などのサービスを行うものです。次のような援助内容が必要に応じて実施されます。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や利用手続き。

日常的な金銭管理サービス

公共料金・医療費の支払い手続き、預貯金からの生活費の支払い手続き。

書類等の預かりサービス

預金通帳や年金証書など、大切な書類等の預かり。

定期的な訪問による状態把握

安否確認、見守り。

お気軽にご相談ください

奥出雲町地域包括支援センター
（奥出雲町役場仁多庁舎1階）
電話：54-2512 有線：31-5133

奥出雲町福祉事務所
（奥出雲町役場仁多庁舎1階）
電話：54-2541 有線：31-5375